

事務局長の人事発令について（案）

令和8年4月1日付けで事務局長の人事発令を予定していることについて、定款第44条第3項ただし書の規定に基づき、下記について、理事会の承認を得ようとするものである。

記

菊池 育也 を事務局長として任命すること

〔経歴：(現)医療関連サービス振興会 事務局次長〕

(参 考)

定款 第44条

3 事務局の職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長は重要な
使用人として、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。